

別表 2

1 評価料金等

第1 設計住宅性能評価料金

(単位：円、消費税込)

建物種別	戸建住宅				共同住宅等				
	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
必須評価事項のみの場合の評価料金	44,000	49,500	66,000	別途見積もり	96,800+ M×11,000	148,500+ M×11,000	191,400+ M×11,000	283,800+ M×11,000	別途見積もり
必須評価事項+選択項目の場合の評価料金	44,000+ S×2,200	49,500+ S×2,200	66,000+ S×2,200	別途見積もり	96,800+ M×12,100 +S×2,200	148,500+ M×12,100 +S×2,200	191,400+ M×12,100 +S×2,200	283,800+ M×12,100 +S×2,200	別途見積もり
型式認定又は製造者認定を受けた場合の評価料金からの減算額 *1	1,100	2,200	3,300	別途見積もり	5,500+ M×1,100	7,700+ M×1,100	9,900+ M×1,100	29,700+ M×1,100	別途見積もり
確認と併せて申請を行った場合の評価料金からの減算額	3,000	3,000	3,000	別途見積もり	M×3,000	—	—	—	—

第2 建設住宅性能評価料金

(単位：円、消費税込)

建物種別	戸建住宅				共同住宅等				
	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
必須評価事項のみの場合の評価料金	88,000	99,000	126,500	別途見積もり	N×74,800 + M×20,900	N×106,700 + M×20,900	N×132,000 + M×20,900	N×264,000 + M×20,900	別途見積もり
必須評価事項+選択項目の場合の評価料金	88,000+ S×2,200	99,000+ S×2,200	126,500+ S×2,200	別途見積もり	N×74,800+ M×25,300+ S×2,200	N×106,700 +M×25,300 +S×2,200	N×132,000 +M×25,300 +S×2,200	N×264,000 +M×25,300 +S×2,200	別途見積もり
確認と併せて申請を行った場合の評価料金からの減算額	3,000	3,000	3,000	別途見積もり	M×3,000	—	—	—	—
他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金への加算額 (必須評価事項のみ)	13,200	15,400	20,900	別途見積もり	30,800+ M×9,900	37,400+ M×9,900	51,700+ M×9,900	143,000+ M×9,900	別途見積もり
他者が設計住宅性能評価を行った場合の評価料金への加算額 (必須評価事項+選択項目)	13,200+ S×2,200	15,400+ S×2,200	20,900+ S×2,200	別途見積もり	30,800+ M×11,000 +S×2,200	37,400+ M×11,000 +S×2,200	51,700+ M×11,000 +S×2,200	143,000+ M×11,000 +S×2,200	別途見積もり

第3 長期使用構造等確認料金

(単位：円、消費税込)

建物種別	戸建住宅				共同住宅等				
	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
単独申請の場合の確認料金	44,000	49,500	66,000	別途見積もり	96,800+ M×11,000	148,500+ M×11,000	191,400+ M×11,000	283,800+ M×11,000	別途見積もり
設計住宅性能評価と併せて申請を行った場合の確認料金	2,200	2,200	2,200	別途見積もり	2,200	2,200	2,200	2,200	別途見積もり
型式認定又は製造者認定を受けた場合の確認料金からの減算額 *1	1,100	2,200	3,300	別途見積もり	5,500+ M×1,100	7,700+ M×1,100	9,900+ M×1,100	29,700+ M×1,100	別途見積もり
確認と併せて申請を行った場合の確認料金からの減算額	3,000	3,000	3,000	別途見積もり	M×3,000	—	—	—	—

注記

1. Mは評価対象戸数、Nは評価方法基準の定めによる検査回数、Sは選択項目数とする。
2. 上記*1の減ずる額は性能表示項目のうち構造の安定に関すること、劣化の軽減に関すること及び温熱環境に関することの3項目の認定を受けている場合に適用する。
3. 温熱環境において、5-2一次エネルギー消費量を選択する場合は、5-1断熱性能の計算も必要となることから選択1項目分を加算する。
4. 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明書を交付する場合の料金は、1通につき3,300円(消費税込)とする。
5. 住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書を再交付する場合の料金は、1通につき2,200円(消費税込)とする。

2 評価料金等からの減額又は増額

第4 共同住宅等の申請において同タイプの住戸が多い場合をグループ別に分けて申請した場合

(単位：円、消費税込)

グループ率 = (グループ数 / 全戸数) (小数点以下四捨五入)	設計住宅性能評価及び 長期使用構造等確認 料金から減ずる額	建設住宅性能評価料金から 減ずる額
0 ~ 20 %	M × 4,000	M × 4,000
21 ~ 40 %	M × 3,000	M × 3,000
41 ~ 60 %	M × 2,000	M × 2,000
61 ~ 80 %	M × 1,000	M × 1,000
81 ~ 100 %	減額なし	減額なし

注記

1. Mは評価対象戸数とする。

第5 同一の申請者が一定の件数以上の申請をした場合

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	設計住宅性能評価及び 長期使用構造等確認 料金から減ずる額	建設住宅性能評価料金から 減ずる額
戸建住宅	100㎡未満	1,100	2,200
	100㎡以上200㎡未満	2,200	3,300
	200㎡以上500㎡未満	3,300	4,400
	500㎡以上	別途見積もり	別途見積もり
共同住宅等	500㎡未満	5,500 + M × 1,100	N × 4,400 + M × 4,400
	500㎡以上1,000㎡未満	7,700 + M × 1,100	N × 6,600 + M × 4,400
	1,000㎡以上2,000㎡未満	9,900 + M × 1,100	N × 9,900 + M × 4,400
	2,000㎡以上10,000㎡未満	29,700 + M × 1,100	N × 20,900 + M × 4,400
	10,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり

注記

1. Mは評価対象戸数、Nは評価方法基準の定めによる検査回数とする。
2. 適用戸数は次のとおりとする。
 - ・ 戸建住宅：1回の申請における戸数が5戸以上の場合に適用する。
 - ・ 共同住宅等：1回の申請における戸数が10戸以上の場合に適用する。

第6 建設住宅性能評価において遠隔地に該当する地域である場合

(単位：円、消費税込)

	遠隔地の地域	評価料金の加算額	室内空気中の化学物質 の濃度等を測定する場合 の加算額
(1)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線距離で25kmを超え50km以内の地域に存する場合	N × 2,200	8,800
(2)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線距離で50kmを超え75km以内の地域に存する場合	N × 4,400	13,200
(3)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線距離で75kmを超える地域に存する場合	N × 6,600	17,600

注記

1. Nは評価方法基準の定めによる検査回数とする。

第7 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合

(単位：円、消費税込)

	測定を行う化学物質	評価料金
戸建住宅	ホルムアルデヒド	45,100
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	67,100
共同住宅等	ホルムアルデヒド	$M \times 22,000 + 23,100$
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	$M \times 44,000 + 23,100$

注記

1. Mは評価対象戸数とする。

3 変更申請に係る評価料金等

第8

(1)	変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等確認を申請する場合で、当該計画に係る直前の評価及び確認をセンターが行っている場合	1回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表2の第1、第3に掲げる料金の1/2の額
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画に係る直前の評価をセンターが行っている場合	1回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表2の第2に掲げる料金の1/4の額

4 建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行った場合の返還の額

第9

	申請の取り下げを行った時期	該当評価料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.70
	第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
	第3回の現場検査を実施した日から第4回の現場検査の前日まで	0.20
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から竣工時（最終回）の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N \times 0.95) + 0.05 \}$

注記

1. Jは申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Nは評価方法基準の定めによる検査回数とする。
2. 室内空気中の化学物質の濃度等の評価に係る加算額の返還については、その手配及び実施状況により、センターと申請者間で別途協議し決定する。